

2025/6/2

郡山市東山霊園一般墓所（返還墓所）使用者募集要項

諸事情により市へ返還された墓所の募集を行います。

新たに造成した墓所ではありませんが、市へ返還された際は現状に復しております。

墓所の使用許可を受けた場合、関係法令、条例及び規則、その他東山霊園管理事務所長が定める管理上の決まりや指示に従い、責任をもって管理していただくことになります。

使用を希望される方は、あらかじめこの要項をよくご覧いただき、お申し込みください。

なお、土地は市有地であり、土地の所有権を移転（売買）するものではありません。

1 募集する墓所及び金額（令和7年4月現在）

(1) 一般墓所の区域について

ア 規制区域

墓碑、墓誌、卒塔婆たて及び物置台以外のものを設置してはならず、墓碑、墓誌及び卒塔婆たての数はそれぞれ1基とし、形状及び寸法は別図のとおりとする。

イ 自由区域

墓碑その他の設備は、その高さを縁石又は芝生面から2m50cm以内とし、通路又は隣接の使用者に支障を及ぼさないようにしなければならない。

(2) 募集する墓所の区画数

面 積	4.5㎡	6.0㎡	9.0㎡	12.0㎡	合計
規制区域数	18	13	-	1	32
自由区域数	-	22	27	7	56
合 計	18	35	27	8	88

(3) 一般墓所の使用料及び永代管理料

面 積	4.5㎡	6.0㎡	9.0㎡	12.0㎡
使 用 料	220,000 円	295,000 円	442,000 円	592,000 円
永代管理料	62,960 円	83,950 円	125,930 円	167,900 円
合 計	282,960 円	378,950 円	567,930 円	759,900 円

2 応募の資格

- (1) 郡山市に1年以上の住民登録をしている方
- (2) 焼骨をお持ちの方(埋蔵の有無を問わない・分骨を除く)
- (3) 同一世帯内で東山霊園一般墓所又は合葬墓の使用許可を受けていない方

3 申込受付期間

受付開始日時 令和7年6月 2日（月） 午前8時30分 から

受付終了日時 令和8年2月27日（金） 午後5時15分 まで

※上記期間中（土日、祝日を除く）は随時受け付けますが、先着順となりますので、申込時点で希望される墓所の使用者が決定している場合があります。あらかじめご了承ください。

4 申込方法

以下の書類を東山霊園管理事務所に提出してください。

- (1) 使用許可申請書（管理事務所で配布）
※希望する墓所を記載のこと
- (2) 火葬許可証（原本）・窓口で確認後、お返しします。
- (3) 埋蔵又は収蔵の事実を証する書面の写し（改葬の場合）
- (4) 上記の(2)又は(3)で申込者と埋蔵予定者の関係が確認できない場合、戸籍謄本。

※必ず事前に現地を確認したうえで申請してください。

※書類に不備や虚偽の記載があった場合は、申請を無効とします。

なお、郵送・FAX・電子メール等の方法では受付できませんのでご了承ください。

5 決 定

- (1) 使用者・使用区画は先着順で受付を行い、書類審査のうえ決定となります。
- (2) 使用決定は申請書を受理した後、1週間程度を目安に文書でお知らせいたします。
※「使用料・永代管理料の納入通知書」を同封しますので、期限内に納入通知書に記載されている指定・収納代理金融機関で納付してください。
なお、期限内に使用料及び永代管理料が納付されない場合、決定を辞退したものとして取り扱います。
- (3) 使用料・永代管理料の納入確認後、使用許可書を郵送します。

6 その他

- (1) 決定後の墓所の交換は認めておりません。土地の形状や縁石の状態等必ず現地をご確認ください。
- (2) 使用許可後の墓所の管理は使用者自身で行ってください。
- (3) 使用許可書はご自身が墓所の使用者であることを証するものであり、墓石の建立等、市営墓地の諸手続きに必要ですので、大切に保管してください。紛失した場合は、再交付申請が必要になります。

7 問い合わせ先

東山霊園管理事務所

住 所 〒963-0722 郡山市田村町小川字ヤシウリ 5 番地

電 話 (024) 955-2107

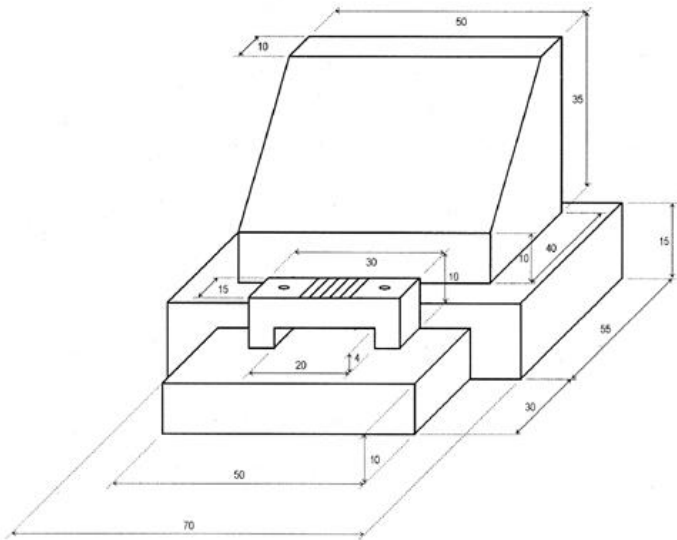
業務時間 午前8時30分から午後5時15分まで
(土日、祝日を除く)

別 図

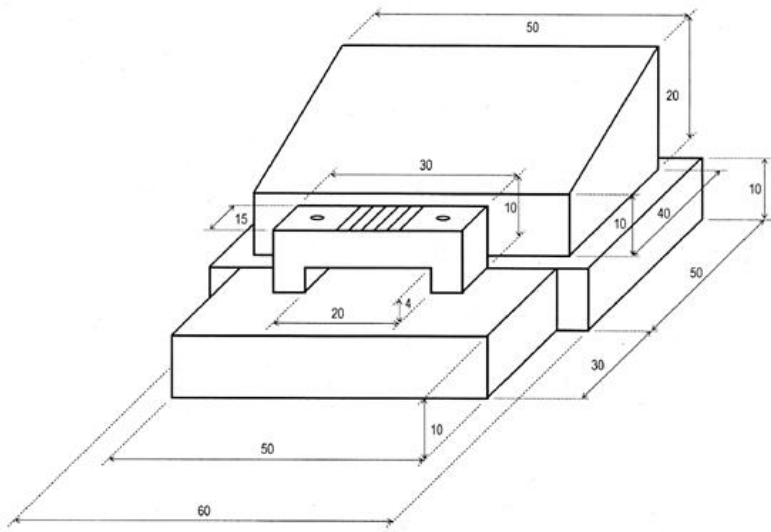
1 墓碑

(単位 センチメートル)

A 型

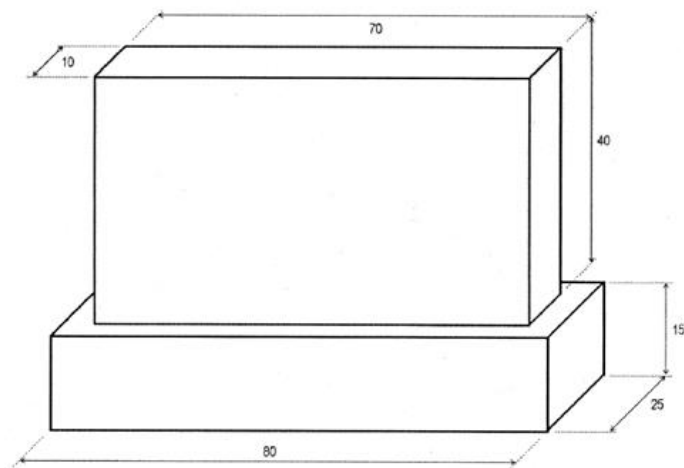


B 型



2 墓誌

(単位 センチメートル)



3 卒塔婆たて

(単位 センチメートル)

